＜幼稚園、県立中学校、高等学校並びに保育所（園）からの要請＞

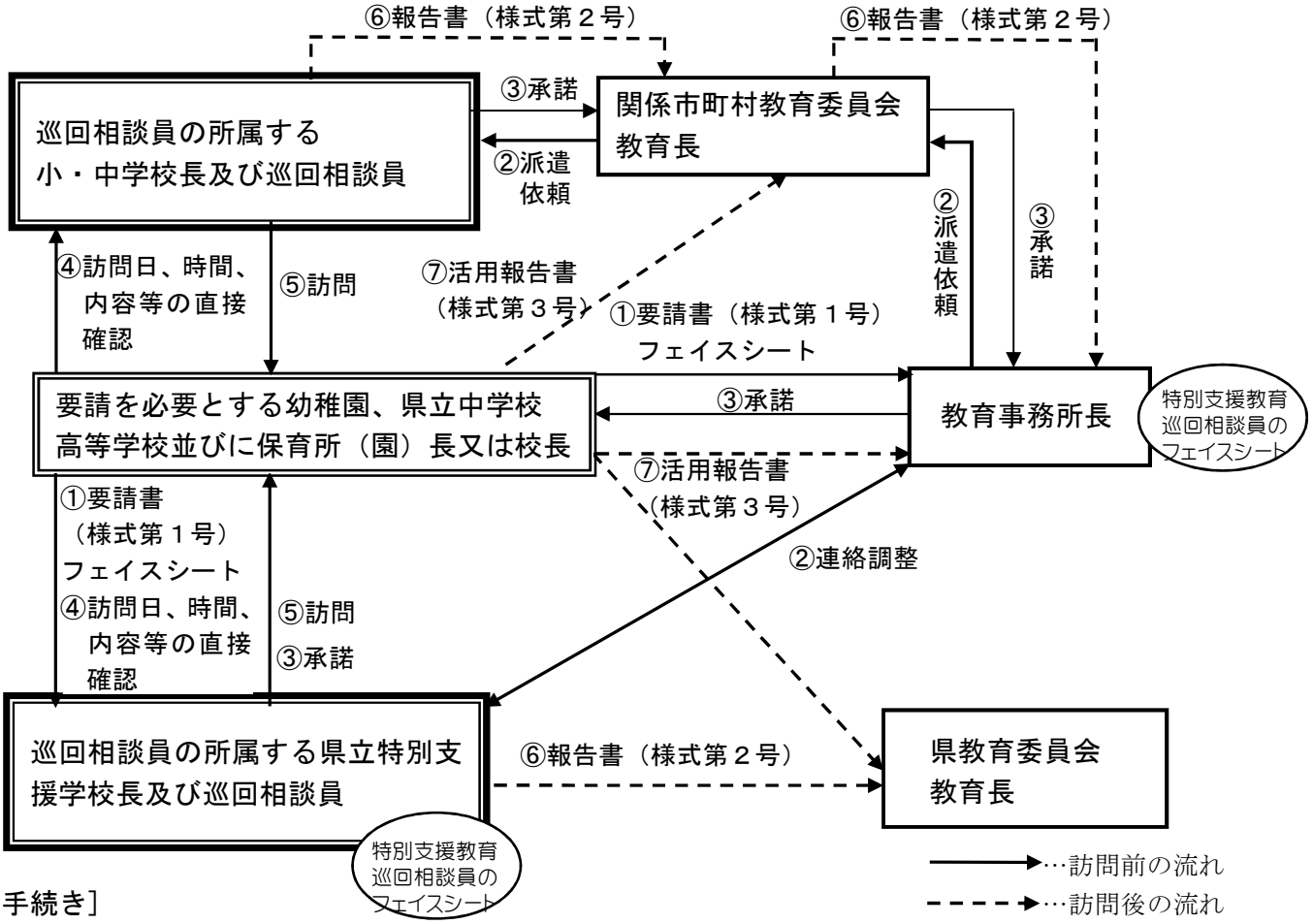

［手続き］

①要請を必要とする幼稚園・高等学校等の園（所）または校長は、派遣を希望する県立特別支援学校長にフェイスシートとともに要請書（様式第１号）を提出する。

②依頼内容によっては、特別支援学校長は教育事務所長と連絡・調整をし、必要に応じて教育事務所長は、関係市町村教育委員会教育長を経て、特別支援教育巡回相談員（以下、「巡回相談員」という。）の所属する小・中学校長へ派遣依頼を行う（要請を必要とする幼稚園・高等学校等の園（所）または校長は、教育事務所長にフェイスシートとともに要請書（様式第１号）を提出する）。

③依頼のあった学校長は、自校の巡回相談員の派遣依頼について承諾を行う。

④要請を必要とする幼稚園・高等学校等の園（所）または校長は、巡回相談員の所属する学校長及び巡回相談員と訪問日・時間・内容等について、電話等により直接確認をする。

⑤巡回相談員は、幼稚園・高等学校等の園（所）を訪問し、助言または援助を行う。また、訪問を行った際には、訪問した幼稚園・高等学校等の園（所）または校長は、助言等の内容を口頭で伝える。

⑥巡回相談員の所属する学校長は、訪問の概要を報告（様式第２号）する。

⑦特別支援学校の巡回相談員の訪問を受けた幼稚園・高等学校等の園（所）または校長は、県教育長に活用状況について報告（様式第３号）する。小・中学校の巡回相談員の訪問を受けた場合は、関係市町村教育委員会教育長及び所管する教育事務所長に活用状況について報告（様式第３号）し、併せて、教育事務所長は、その写しを県教育長に提出する。